

平成15年6月6日
国土交通省3号館11階特別会議室

交通政策審議会

第一回交通体系分科会

議事録

国土交通省

日 時：平成15年6月6日 9：30～9：50
場 所：国土交通省 3号館 11階特別会議室

目 次

1 . 開 会	1
2 . 委員紹介	1
3 . 政策統括官挨拶	2
4 . 議 事	
分科会長の互選について	2
交通体系分科会運営規則について	4
計画部会の設置について	5
5 . 閉 会	7

開 会

政策調整官

定刻になりましたので、ただいまより交通政策審議会第1回交通体系分科会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省政策統括官付政策調整官の尾澤です。よろしくお願いいたします。本日、分科会長選任までは私の方で少し議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。1枚めくっていただきますと、議事次第、それから配席図、その後ろに資料の1から7まで、それから、参考として2つほど交通体系分科会の概要と関係の法令を添付させていただいております。もし何か漏れがあるようでしたらお知らせいただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

委 員 紹 介

政策調整官

それでは、本日は交通体系分科会といたしまして初めての会合でございますので、委員の皆様の御紹介を申し上げなければならないのですが、本来お一人ごとに御紹介させていただくところですが、実はこの後、御案内のとおり計画部会が開催されることになっておりまして、計画部会の先生たち皆さんお集まりいただいてそこで委員の御紹介ということなので、この場では大変恐縮でございますが、資料1でございますけれども、その名簿でござんいただきまして御紹介にかえさせていただきたいと思います。

本日は、この交通体系分科会の委員11名、皆様御出席になってございます。したがって、交通政策審議会令第8条第1項によりまして、定足数を満たしていることを御報告申し上げたいと思います。

政策統括官挨拶

政策調整官

次に、議事に先立ちまして、当分科会の事務局を代表いたしまして、驚頭政策統括官からごあいさつをさせていただきたいと思います。

政策統括官

おはようございます。政策統括官の驚頭でございます。

本日は、お忙しいところ、また朝早くからお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、本日は交通体系分科会の第1回の会議ということでございます。交通体系分科会は、「交通体系の整備その他の交通政策であって総合的かつ基本的なもの」について調査、審議するために設置されております。したがって、本来の任務は非常に広範囲なものとなっております。ただ、今回は、特に喫緊の課題でございます社会資本整備重点計画を御審議いただくために立ち上げさせていただくことにしたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、社会資本整備重点計画の審議につきましては、実際には当分科会の下に計画部会を設けさせていただきまして、一方で社会資本整備審議会の計画部会というのができることとしております。本日もこの後この同じ場で会議を予定させていただいていることは、御案内させていただいたとおりでございます。

このため、本分科会では、そのために必要な交通政策審議会側での部会設置手続などについて決議・承認いただくということでございまして、そういう意味ではこの分科会は手続のみの形式的な分科会になりますので、申しわけないんですが、実質の審議は計画部会合同会議においてお願いを申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

分科会長の互選について

政策調整官

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事に入らせていただきたいと思います。

まず、交通政策審議会令第6条第3項により、委員の皆様の中から分科会長を互選していただくこととなっておりますので、どなたか御推薦をお願いしたいと思います。

先生、お願いいたします。

委員

学内で要職を務めておられますので大変お忙しいかと思いますが、交通全般に大変造詣が深く、旧運輸政策審議会の総合部会長も務めておられました杉山先生にお願いするのがいいかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

政策調整官

ありがとうございます。

ほかに御推薦ございませんでしょうか。

ほかに御推薦なければ、杉山委員に分科会長をお願いいたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

政策調整官

ありがとうございます。御異議がないようですので、杉山委員に分科会長をお願いいたしたいと思います。早速でございますけれども、まず、杉山分科会長に一言ごあいさつをお願いできればと思います。

分科会長

杉山でございます。ただいま分科会長に御推挙いただいて大変光栄なことと存じますが、同時に責任が重いということを大変強く感じております。もう今さら私などが申し上げるまでもありませんけれども、少子高齢化とか、グローバリゼーションとか、経済・社会の環境が引き続き大きく変わっていきますので、そういう変化を受けとめながら、交通体系の全般、あるいは社会資本整備の方向について、できるだけ議論を深めて改善を図っていくことは、当然のことですが大変重要なことだというふうに考えます。したがって、この分科会の担っている責務というものも、また大変大きいというふうに認識しております。

私、大変力不足ですけれども、委員の皆様のお力添えをいただいて何とか責務を果たすように努力をいたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

政策調整官

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行を杉山分科会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

分科会長

それでは、議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

初めに、交通政策審議会令第6条第5項に基づきまして、私から分科会長の代理を指名させていただきたいと思っております。分科会長の代理としては、金本先生にお願いしたいと存じますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

交通体系分科会運営規則について

分科会長

それでは、続きまして、この分科会の運営規則について審議を行いたいと思っております。原案が作成されておりますので、これについては事務局から御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

政策調整官

それでは、お手元の資料2でございますが、運営規則について簡潔に御説明させていただきます。

その第1条でございますように、交通政策審議会令などでこの分科会についても規定されているのですが、その具体的な事項については、運営規則で定めなさいということが政令で決まっております、それに従って決めているものでございます。

まず、第2条ですが、これは分科会長が審議会の招集を行うことを規定しております。

それから、第3条でございますけれども、本来、会議を開くということなのですが、やむを得ない場合で会議を開催する余裕がない場合には、書面によって議決を行うことができるという規定でございます。

それから、第4条は、分科会長を議長とすることを規定しております。

それから、第5条は、審議の参考とするために、必要があれば委員の方以外の人の出席を求めることができるという規定でございます。

それから、第6条は、議事録の作成を規定しております。

第7条でございますが、ここは分科会の会議、あるいは議事録の原則公開を規定しております。なお、議事録につきましては、内容について委員の皆様の御確認を得た上で、発言者の氏名を除いて、会議資料とともに国土交通省のホームページにおいて公開するというふうに考えております。これは交通政策審議会や他の分科会と同様の取り扱いにしたいということでございます。

それから、第8条でございますが、これは部会の規定でございます、分科会には部会を置くことができる。2項ですが、分科会長が調査審議事項を部会に付託することができる。3項ですが、会長が適当と認めるときは、部会の議決をもって分科会の議決とすることができるということで、これはほかの分科会と同じような規定でございます。

それから、9条は、庶務は私どもでやるということです。

最後は、この規則に定めるもの以外は、分科会長が定めていただけるということ
を規定しております。
説明は以上でございます。

分科会長

ありがとうございました。

ただいま御説明のありました原案について、御意見、御質問ございましたらお
願い申し上げます。

よろしゅうございますでしょうか。大体一般的な形だというふうに思います。

それでは、特に御異議もないようですので、交通体系分科会の運営規則につい
ては、原案のとおり決定させていただきたいと思います。

計画部会の設置について

分科会長

それでは、次の議事に移らせていただきますが、社会資本整備重点計画の審議
について事務局から御説明をいただきます。

政策調整官

それでは御説明させていただきたいと思います。

社会資本整備重点計画につきましては、今年の5月6日に開催いたしました両
合同審議会の中でも御報告したとおり、資料3でございますが、国土交通大臣か
ら両審議会に意見を求めるということとなっております。

そして、これにつきましてはその次の資料4でございますが、先ほど政策統括
官が申しましたとおり、社会資本整備審議会、それから、交通政策審議会のこの
交通体系分科会のもとに計画部会を設けまして、その合同会議により審議を進め
るということで説明させていただいたところでございます。

今回は、このための諸手続を、この会議で進めていただきたいと考えていると
ころでございます。

また、資料を1枚めくっていただきまして、資料5でございます。これは交通
政策審議会の奥田会長から、本日付ですが、社会資本整備重点計画についての審
議を当交通体系分科会で行うよう付託がなされております。

これを受けまして、当分科会において御議論願いたいのは、資料6でございま
すが、この重点計画について調査審議するために、計画部会を設置していただく。
その上で、先ほど御説明のように、分科会長からその審議を計画部会に付託して
いただくということで考えております。

説明は以上でございます。

分科会長

ありがとうございました。

今御説明のありましたような案で、つまり、そういう仕組みで審議を進めていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

分科会長

それでは、そのように進めさせていただきます。

続きまして、計画部会に属する委員についてであります。交通政策審議会令第7条第2項によりますと、部会に属すべき委員及び臨時委員につきましては、分科会長が指名することになっております。したがって、私からその御提案、御指名をさせていただきますと存じます。

資料7をごらんいただきますと、そこに、漆原美代子委員以下、ごらんのとおり27名を指名させていただいております。この形でお願い申し上げたいと思います。よろしく御了承いただきたいと思っております。

これまでのところはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、予定どおり議事が大変スムーズに進んでまいりましたので、本日、交通体系分科会として予定した議事は以上ですべて終了でございます。

何か特段の御発言がございましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、本日の分科会、これをもちまして終了させていただきます。お忙しいところ朝早くから御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項等お願いいたします。

政策調整官

本日の交通体系分科会の内容につきましては、後日、各委員の皆様には議事録を送付させていただき、御同意をいただいた上で、先ほど申しましたようにホームページなどで公開したいと思っております。また、一両日中に速報版として簡潔な議事概要を国土交通省のホームページにて公表したいと考えております。

それから、計画部会の委員の就任の辞令につきましては、本日の指名に基づきまして後日送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、社会資本整備重点計画とは直接関係ないんですけども、平成14年3月に、地球温暖化対策推進大綱というものが策定されておりますが、実はその見直しが来年に迫っているなど、環境の問題が非常に大事な、また急いで対応しなければならない重要課題になっていると私ども認識しております。

今後この交通体系分科会におきまして、今後の交通環境政策の進め方について御議論いただければと思っております。事務局としては、本分科会に部会を設置するという形で御議論していただければどうかと考えておりま

して、まだ具体的な成案ができておりませんが、その成案を得次第御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

分科会長

ありがとうございました。

今事務局からお話がありましたように、環境問題については、その審議の具体的方法等について後日事務局から具体的な案をお示しして、御意見等照会させていただくことにしたいと思います。委員の皆様におかれましては、よろしく御検討のほどお願いいたしたいと思います。

政策調整官

それでは、引き続きこの場所で計画部会を開催いたしますので、その席でそのままお残りいただくようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

閉 会